

## ○ 鳥取大学大学院連合農学研究科評価委員会規則

〔平成16年5月14日〕  
連合農学研究科規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取大学評価委員会規則（平成16年鳥取大学規則第72号）第8条第2項の規定に基づき、鳥取大学大学院連合農学研究科評価委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、連合農学研究科における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況に関して、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 評価システム、評価方針及び評価計画の策定に関すること。
- (2) 自己点検及び評価の実施並びにその結果の公表に関すること。
- (3) 認証評価機関による評価に関すること。
- (4) 中期目標期間及び各事業年度の業務の評価に関すること。
- (5) その他評価事業に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 連合農学研究科長（以下「研究科長」という。）
- (2) 副研究科長
- (3) 各連合講座から選出された研究科代議委員会委員
- (4) 事務長
- (5) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第5号の委員の任期は、委員長がその都度定める。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副研究科長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、各構成大学から1人以上出席し、かつ委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決する。

(意見の聴取)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、鳥取大学農学部事務部において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年5月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 鳥取大学大学院連合農学研究科自己評価委員会規則（平成7年鳥取大学大学院連合農学研究科規則第3号）は、廃止する。